

保護者各位

福島県立石川高等学校長

学年末・学年始休業中における生徒指導について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、学年末・学年始休業を迎えますが、様々な行事等から外出する機会が増え、問題行動を起したり被害に遭ったりするケースがあります。

つきましては、本校でも下記事項について指導しますので、内容をご理解いただき、ご家庭でもご指導くださいますようお願いいたします。

学年末・学年始休業期間 3月19日(土)～4月7日(木)

1 問題行動の未然防止について

(1) 不必要な夜間外出や外泊はさせないこと

問題行動の多くは、同じ地域の友人など複数の者により、夜間に発生しています。また、外泊がきっかけによる深夜徘徊や飲酒、喫煙等の不良行為が非常に多い現状です。

(2) アルバイトに関しては就労の安全や時間帯などを把握しておくこと

労働基準法 (未成年者の深夜業の禁止)

青少年健全育成条例 (青少年の「夜10時」以降の夜間外出の制限 ⇒ 深夜徘徊)

※ アルバイトは学校に届け出を提出し、きまりを守って行わせて下さい。

(3) 性被害や、性の逸脱行為の未然防止に努めること

男女交際に関して、公(おおやけ)の場所では「つつしみ」をもって、周囲の人の迷惑にならないように、また不愉快な思いにさせないように行動すること。また、外泊がきっかけとなり、不健全な関係になる等、性非行が発生しがちです。十分ご注意ください。

2 携帯電話を利用した非行事故の防止について

(1) SNS (mixi・GREE・モバゲー・Facebook・Twitter など) で知り合った人間関係からのトラブルが多発しています。

SNS で知り合った人間関係から、深夜徘徊などの問題行動や、暴力・性被害や金銭強要の被害に遭うケースが増えています。

(2) 様々な有料サービスの使いすぎによるトラブルが発生しています。

有料サービスの使用料金が、クレジットカードが無くとも携帯電話通信料と同時に請求されることから、未成年の有料サービスの使いすぎが多く見られます。有料サービスへのアクセス制限や使用料金の上限の設定などの対策をとって下さい。

(3) ウィルス対策ソフトの導入・フィルタリングの設定を

悪質なサイトへ誘導し、金銭被害に遭うケースやコンピュータウィルスの感染による個人情報の流出などのケースが見られます。ウィルス対策ソフトの導入・フィルタリングの設定を必ず行って下さい。

3 交通事故防止について

(1) 「4+1ない運動」の趣旨を十分理解させること。

こどもは「免許をとらない・車をもたない・運転しない・(家族以外の車に)乗せてもらわない」
保護者は「こどもの要求に負けない」

(2) 高校生の自転車による事故が多発しています。

自転車運転者講習制度が施行され、これまで以上に自転車運転に関する法令遵守が求められており、高校生であっても例外ではありません。右側通行、2人乗り、携帯電話を操作しながらの運転、傘を差しての運転などは危険行為であり道路交通法違反です。自転車乗車の際は、きちんと交通法規を守るようご家庭でのご指導をお願いします。

事件や事故が発生した場合は速やかに本校までご連絡下さい。

県立石川高等学校	電話番号	: 0247-26-1656
石川警察署	電話番号	: 0247-26-2191

